

経済産業省

官 印 省 略
20130321 製局第 21 号
平成 25 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

ナイター競輪開催対応施設整備指針について

ナイター競輪の公正安全かつ円滑な運営、観客に対する安全確保、防犯対策、周辺環境保全等を主眼としたナイター競輪開催対応施設に関する自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号。以下「規則」という。）の運用について、別添「ナイター競輪開催対応施設整備指針」のとおり改正しましたので、改めて適切な指導監督及び周知徹底をお願いします。

なお、平成15年4月1日付け平成15・03・20製局第2号「ナイター競輪開催対応施設整備指針の制定について」は、廃止します。

(別添)

ナイター競輪開催対応施設整備指針

ナイター競輪を公正安全かつ円滑に運営するため、競輪場内諸設備を整備・改修するに当たっては、建築基準法、消防法等建築物関係法令による基準を遵守することはもとより、規則、「施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件」（平成18年経済産業省告示第369号）及び「競輪開催の適正化について」（平成25年4月1日付け20130321製局第10号）の要件を満たすほか、下記のナイター競輪開催対応施設整備指針に適合するように行うこととする。

また、場外車券売場（競輪場を場間場外として使用する場合も含む。）の諸設備を整備・改修するに当たっても同様とする。

記

1. 照明の配置

(1) 各種照明は、各施設において必要かつ十分な照度を確保するため、競輪場の規模、形状立地条件等に応じ、最適な位置及び向きに適正数配置すること。この配置決定に当たっては、所轄警察、消防及び各関係団体と十分協議を行うとともに、以下の点にも十分に留意すること。

- ① 照明及びこれを支える構造体等が、競輪運営の障害とならないように、十分配慮すること。
- ② スタンド屋根等の既存施設を利用して照明を配置する場合には、必要に応じて補強工事を実施する等して、安全性を確保すること。
- ③ 周辺環境への漏れ光を極力おさえること。

(2) 各施設の照明配置

① 競走路

ア 競走路照明

(ア) 競走路照明は、競走路全域において、均一でムラのない十分な照度確保が可能で、かつ、選手の周囲に影が発生しにくい配置とすること。

(イ) 競走路照明を競走路の周囲に配置して、主に外側から競走路を照らす場合には、競走路を内側方向から照らす補助照明を配置することが望ましい。

イ ゴール照明

ゴール照明は、決勝線付近において、十分な照度確保が可能で、かつ、選手の周囲に影が発生しにくい配置とすること

② 観客施設

ア 屋内外を問わず、各種照明を効果的に配置し、各所において十分な照度を確保し、観客の安全確保と防犯対策に資すること。

イ 観客の行動領域を照らす照明は、各所において複数設置し、複数方向から対象領域を照らすことにより、影の発生を抑制すること。

ウ 『非常用の照明装置』及び『誘導灯・誘導標識』を効果的に配置し、非常時の観客の安全確保に資すること。

③ その他施設

以下の各所においても、各種照明を効果的に配置し、十分な照度を確保すること。

ア 選手管理施設

屋内外を問わず、参加選手及び競技会職員等の動線を考慮した照明を設置すること。

イ 投票所施設(投票所・払戻所内部)

窓口等の現金を取り扱う箇所については、照明を複数配置し、影の発生を抑えるとともに、必ず『非常用の照明装置』を配置すること。

ウ 周辺諸施設

駐車場、駐輪場、バス乗降場等の競輪場の諸施設については、観客の動線を中心に照明を配置すること。その際には、照明を各所において複数設置して、影の発生を抑制すること。

2. 照明器具の選定

小型・軽量で効率がよく、配光制御が容易な照明器具を選定すること。

(1) 競走路

競走路照明及びゴール照明は、出走選手のユニフォーム及びヘルメットおおいの色と選手番号が正確に識別できる照明を選定すること。

(2) 観客施設及びその他施設

施設の用途や目的に合わせて、それぞれ最適な照明を選定すること。

3. 電源の確保

必要かつ十分な電力を安定的に供給できる電源を確保すること。

(1) 電力事故等の際にも要所へ安定した電力供給を継続するため、競輪場既存の補助電気設備に加えて、ナイター競輪用に十分な能力を有するバックアップ電源を確保すること。

(2) 競走路照明については、電力事故等を想定し、競走中に照明が全て消える事態を避けるため、少なくとも半数の照明への給電が常に継続される仕組みとすること。

(3) ゴール照明については、電力事故等を想定し、通常電源の給電が断たれた場合でも着順判定に支障がないよう、バックアップ電源により給電が継続される仕組みとすること。

4. 電力の配分

電力の配分に当たっては、電力事故等への配慮を十分に行うこと。

5. 照度の確保

(1) 各施設において、観客の安全確保、場内の秩序維持等のため必要かつ十分な照度を確保すること。

なお、競走路全域については、平均平面照度1,200ルクス、平均鉛直面照度800ルクス、決勝線上全域の平均水面照度については3,000ルクス以上の照度を確保すること。

(2) 電力事故等の非常時においても、観客の安全確保、場内の秩序維持及び業務継続のため、最低限必要な照度を各施設において確保すること。

なお、照明の給電が一部断たれた場合でも、競走路全域においては、平均水平面照度値を(1)の50%分確保すること。(決勝線上においては、平均水平面照度値を(1)の80%確保すること。)また、顧客、選手管理、投票所に係る施設において、平均水平面照度値を10ルクス以上確保すること。

6. 照明設備等の保守管理

- (1) 発電設備、受電設備、各種電気機器類及び照明設備等（以下『ナイター競輪用設備』という。）の保守・点検を計画的に行うこと。
- (2) 競走路照明の設置にあたっては、上記5. で示した照度を常に維持するための『照度維持計画』を作成すること。以後はこの計画に従い、競走路照明の保守・点検・器具交換等を計画的に実施すること。
この計画については、設備利用開始前に当該都道府県の区域を管轄する経済産業局へ提出すること。

7. 安全・防犯対策

ナイター競輪の実施にあたっては、観客の安全確保と防犯対策について所轄警察及び消防と十分に調整を行うこと

- (1) 避難誘導
照明が消えた状況においても、観客が安全かつ迅速に避難できるよう警備員等を組織し万全な誘導體制を確立すること。また、避難経路及び避難口は複数確保すること。
- (2) 『ナイター競輪用設備』の防護措置
『ナイター競輪用設備』を観客の立入可能な領域に設置する場合には観客の安全確保と機器の破損を防ぐため、防護柵、防護カバー、施錠等の十分な防護措置を施すこと。また、必要に応じて警備員の立哨あるいは巡回を実施すること。
- (3) 警備用カメラの対応
ナイター競輪開催時の比較的照度の低い環境においても、十分に機能を果たすことができる警備用カメラを導入すること。
- (4) 防虫対策の徹底
照明に誘われて飛来する昆虫が競輪運営の障害とならないように、有効な防虫対策を実施すること。

8. 周辺環境の保全

ナイター競輪の実施にあたっては、以下の周辺環境の保全対策を徹底して行うこと。

- (1) 光害防止対策
周辺環境への漏れ光を極力抑えるとともに、障害光を除去する十分な措置をとり、光害を防止すること。
- (2) 騒音・振動防止対策
周辺環境への音漏れ・振動の伝達を極力抑える十分な措置(防音設備の設置、機器類の調整等)をとり、周辺地域への騒音・振動の害を防止すること。
- (3) 防虫対策
照明に誘われて飛来する昆虫等が、周辺環境へ悪影響を及ぼすことがないように、有効な防虫等対策を実施すること。